

京 都 大 学 原 子 炉 実 験 所 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>( 附属研究施設)</p> <p>第 7 条 原子炉実験所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。</p> <p>粒子線腫瘍学研究センター</p> <p><u>原子炉応用センター</u></p> <p>2 附属の研究施設に長を置き、原子炉実験所の教授をもって充てる。</p> <p>3 附属の研究施設の長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 附属の研究施設の長は、当該研究施設の業務をつかさどる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>( 附属研究施設)</p> <p>第 7 条 原子炉実験所に、次に掲げる附属の研究施設を置く。</p> <p>粒子線腫瘍学研究センター</p> <p><u>安全原子カシステム研究センター</u></p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>          } (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。</p>